

平成 20 年 6 月 6 日（金）

於・虎ノ門パストラル

新館 6 階「ヴィオレ」

水 産 政 策 審 議 会  
第 37 回 資 源 管 理 分 科 会 速 記 録

水 産 庁

## 水産政策審議会第37回資源管理分科会

### 1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成20年6月6日 午後1時00分

閉会 平成20年6月6日 午後2時20分

### 2 出席した委員の氏名

委員 奥野 恒太郎 櫻本 和美 須能 邦雄 寺本 紀久  
福島 哲男 森川 良子 安元 杏

特別委員 今村 博展 熊谷 拓治 嶋野 勝路 濱田 健二  
保田 綱男 山田 邦雄 米田 清 來田 仁成  
婁 小波

### 3 水産庁側出席者

山下資源管理部長	重増殖推進部長	長尾資源管理部審議官
榎本企画課長	木實谷管理課長	内海資源管理推進室長
宮原沿岸沖合課長	成子遠洋課長	長谷川国際課長
香川漁場資源課長	田辺栽培養殖課長	

### 4 議 事

別紙のとおり



## 開 会

木實谷管理課長 それでは、定刻でございますので、ただいまから第 37 回資源管理分科会を開催いたします。

初めに、本年 4 月 1 日付で水産庁幹部の人事異動がございましたので紹介させていただきます。

榎本企画課長でございます。

榎本企画課長 榎本でございます。よろしくお願いいたします。

木實谷管理課長 それから、香川漁場資源課長でございます。

香川漁場資源課長 香川でございます。よろしくお願いいたします。

## 委員の出席状況について

木實谷管理課長 それでは、本日の委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員 8 名中、宮原委員は御欠席というふうに伺っておりますけれども、7 名の方が出席されておりますので定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立いたしておりますことを報告させていただきます。

## 配付資料の確認

木實谷管理課長 次に、配付資料の確認をさせていただきます。

議事次第がございまして、それから資料の一覧がございます。

資料 1 が資源管理分科会委員の名簿、それから、資料 2 が「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく基本計画の検討等について」、資料 3 が「指定漁業の許可及び取締まり等に関する省令」に関する資料、資料 4 が「T A C 制度等の検討に係る有識者懇談会開催要領」、資料 5 が「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量速報値」という資料でござ

います。

もし不足がございましたら、事務局のほうにお申し付けいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、分科会長、よろしくお願いいたします。

## 議 事

( 諮問事項 )

諮問第 142 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条  
第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

櫻本分科会長 本日は、お忙しいところを御参集いただきましてありがとうございます。

それでは、早速でございますが議事に入りたいと思います。

まず、諮問第 142 号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いいたします。

木實谷管理課長 水産庁管理課長の木實谷でございます。座って説明させていただきたいと思います。

諮問第 142 号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」の説明をいたします。お手元の資料 2 が今回の諮問内容でございます。

まず、諮問文を朗読させていただきます。

20 水管 第 454 号

平成 20 年 6 月 6 日

水産政策審議会

会長 山内 皓平殿

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 冬柴 鐵三

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく  
基本計画の検討等について ( 諮問第 142 号 )

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 19 年 11 月 12 日公表。以下「基本計画」という。）に別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

本諮問では 2 つございまして、1 つ目は、20 年のサンマの T A C の改定、それと大臣管理量、知事管理量への追加配分でございます。2 つ目は、20 年のズワイガニの一部の海域につきまして、総量に変更はございませんけれども、一部海域についての大員管理量及び知事管理量に配分するものでございます。この 2 点について、本日は御審議いただくものでございます。

それでは、まず 20 年のサンマの T A C について御説明させていただきます。資料 2 - 1 と書いた表をごらんいただきたいと思ひます。「平成 20 年漁獲可能量の配分総括表（案）」というものでございます。このうちのサンマでございます。

サンマの資源水準につきましては、昨年 11 月の本分科会で御説明させていただいたとおりでございます。近年は高位水準で安定しているということで、本年の我が国排他的経済水域におけます A B C は 104 万トンというふうに設定されているわけでございます。そして、サンマの T A C 設定の考え方につきましては、基本計画の中に「中期的管理方針」というものが決められておりまして、「漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向が顕著であることから、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲内で T A C を安定的に設定する」というふうにされているところでございまして、資源の状況、需給の動向、さらに漁業の経営の状況を見ながら T A C を設定しているところでございます。

20 年漁期の T A C につきましては、昨年 11 月の本分科会におきまして、19 年漁期の需要や供給に関する条件が続いた場合を想定いたしまして、19 年と同じ 39.6 万トンという

ふうにさせていただきます、そのうち大臣管理分として 30 万トンと設定したところでございます。そして、その際に、サンマ資源が高い水準でございますし、この数量以上に利用する余地が残されていること、またその後の養殖餌料向け多獲性魚の需給動向、あるいは輸出の動向等によって、サンマの需要や供給に関する状況に変化する可能性があって、必要に応じて、漁期開始前に T A C 数量を改定することがあり得るといふふうにされていたところでございます。

その後の状況でございますけれども、サンマをめぐる状況といたしましては、サバあるいはカタクチイワシ等の供給減少によりまして、養殖の餌となる魚が不足して、養殖業界からサンマへの期待が極めて高まっている状況でございますし、一方で、国際的な水産物需要の高まりから輸出が好調に推移している状況でございます。

このような状況のもとで、サンマの漁業関係者、加工・流通関係者、それから養殖関係者等の話し合いが行われた結果、大臣管理分として、現在 30 万トンに設定しておりますけれども、これを 35 万トンに増枠するということが関係者間で了解されたということがございます。それらを踏まえまして、T A C の全体枠につきましては、大臣管理分と知事管理分のバランス、あるいは漁業経営の影響等、総合的に勘案した数量といたしまして、現在の 39.6 万トンから、これを 45.5 万トンに改定することを今回提案させていただきたいと思っております。

今回、こういう飼餌料向け、あるいは輸出向けの需要増加を踏まえたということで増枠の提案をさせていただいているわけでございますけれども、結果として、T A C というのは漁獲量の総枠の規制でございますので、用途ごとに何トンといった色分けができるわけではございませんので、念のため、申し添えたいと思っております。

そして、この全体枠 45.5 万トンのうち、大臣管理分と知事管理分の配分につきましては、これまで同様、関係漁業者間で了解されている比率、これは平成 9 年から 16 年の漁獲量の比率ということでございますけれども、これに基づきまして、大臣管理分が 35 万トン、知事管理分につきましては、次の裏側のページ、2 ページにございますが、北海道に 5 万 8,000 トン、岩手県に 8,000 トンというふうに変更するという案にさせていただいております。その他の若干量の配分の県については、変更はございません。

以上が、今回のサンマに関する T A C の御提案でございます。

次に、ズワイガニについて御説明させていただきます。資料 2 - 2 をごらんいただきたいと思っております。

ズワイガニにつきましては、昨年 11 月の本分科会におきまして、海域が A から E に分かれておりますけれども、それぞれの海域ごとの T A C 数量を設定いたしました。そして、C 海域、北海道西部でございます。それと D 海域、オホーツク海域につきましては、設定された T A C を大臣管理量と知事管理量への配分をしておりませんでしたので、今回、これを行うものでございます。

D 海域から先に御説明させていただきますと、この海域では、従来、関係業界の合意に基づく方法で大臣管理量と知事管理量への配分を行っておりまして、この合意内容は、19 年漁期までの 3 年間適用され、20 年漁期の取り扱いについては、7 月の漁期開始前までに改めて関係者間で議論を行った上で本分科会にお諮りするというふうにしておりましてけれども、先般、従来と同様の形で北海道知事管理量を 125 トンとし、大臣管理量については、この海域の T A C 数量から北海道知事管理量を差し引いた数量を配分するという内容で関係漁業者間の確認が得られましたことから、これに沿った数量を提案するものでございます。具体的には、T A C 1000 トンのうち、大臣管理量 875 トン、北海道知事管理量 125 トンというふうにしております。

次に C 海域、北海道西部でございますけれども、T A C が 43 トンとされておりまして、この海域では全量が北海道知事に配分されるということになりますが、手続上、先ほどの D 海域の北海道知事分の配分と同じタイミングで、北海道知事への配分を行うというふうにしておりましてので、今回、北海道知事分として 43 トンを配分するものでございます。

この結果、北海道知事への配分量は、C 海域、D 海域の合計で 168 トンというふうにしていただいております。

諮問第 142 号に係る説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。諮問事項の中に 2 点ございまして、1 点は 20 年度のサンマの T A C 数量の変更ということと、それから、ズワイガニの C 海域、D 海域の大臣管理量と知事管理量の配分ということについてです。

まず、第 1 にサンマの T A C 数量の改定ということについて、御意見、御質問をお願いいたします。

特段、ございませんでしょうか。

それでは、サンマにつきましては諮問どおりということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 ありがとうございます。

引き続きまして、ズワイガニにつきまして御意見、御質問でございますでしょうか。

特段なければ、諮問第 142 号は原案どおりということでお認めいただけますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 どうもありがとうございます。

諮問第 143 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定  
大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正  
する省令について

櫻本分科会長 それでは、次に諮問第 143 号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について」、御説明をお願いいたします。

成子遠洋課長 水産庁遠洋課長でございます。

それでは、お手元の資料 3 に基づきまして御説明を差し上げたいと存じます。

まずは、諮問案の朗読をさせていただきます。

20 水管第 539 号

平成 20 年 6 月 6 日

水産政策審議会

会長 山内 皓平殿

農林水産大臣臨時代理

国务大臣 冬柴 鐵三

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣  
許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令  
について（諮問第 143 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成 6 年農林水産省令第 54

号)の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第6項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

ということでございます。

1枚おはぐりいただきたいと存じます。まず、今回の一部改正についての趣旨を1番に書かせていただいております。各委員御案内のとおり、カツオ・マグロ漁業につきましては、主要な海域ごとに多国間条約で地域漁業管理機関が設置されております。この機関によりまして、資源の管理措置等が定められているわけでございます。この管理機関は、関係国に対して、この規制措置を的確に遵守するように求めているということがございます。

(2)でございますけれども、各管理機関により定められた措置を遵守することは、我が国は世界に冠たるカツオ・マグロ漁業国でございますが、責任ある漁業国としての管理体制を確立するという意味におきまして、極めて必要であるということで、今回、関係制度の改正を行おうとするものでございます。

2つ目に改正の概要でございます。それぞれの細かな改正の中身を書かせていただいております。

まず(1)でございます。大西洋クロマグロの管理の徹底のための措置の導入ということでございます。御案内のとおり、既に平成18年から、ミナミマグロの管理措置としまして「個別割当て」という制度が導入されております。大西洋クロマグロにつきましては、I C C A Tにおきまして、クロマグロの資源が非常に問題があるということで、この具体的な回復が必要であろうということから、2007年及び2008年の漁期から4年間をかけまして、おおむね2割のT A Cを削減するということになってございます。

こういった中におきまして一番重要なことは、加盟国に割り当てられております漁獲量を超過しないということが非常に重要な措置と思われるわけでございます。ミナミマグロの量といいましても、やはり割り当てられた量を超過しないために個別に割り当てを行い、各船ごとに漁獲状況を把握するという措置がとられたわけございまして、大西洋クロマグロにつきましても、この手法にならしまして漁獲管理制度の強化を図りたいというものでございます。このことが、(1)のところに掲げております「個別割当てを受けることとする」というような改正点でございます。

続きまして、(2)の漁獲成績報告書の提出期限の変更ということでございます。各地

地域漁業管理機関では、まず資源評価を行いまして、それに基づきまして各種の資源管理措置が論じられるということになってございます。そういう観点から申し上げますと、やはり漁船の漁獲状況を、こういったデータの提出は速やかに行われなければならないという背景があるわけでございます。

それで、各締約国に対しましてデータを早期に提出するように求められている状況でございますが、御案内のとおり、遠洋カツオ・マグロはえ縄漁業の大半の漁船の航海は1年を超える長期に及ぶものでございまして、この航海が終わってから漁獲成績報告書が提出されますと、非常にデータの提出がおくれるという問題が生じるわけでございます。このことから、漁獲成績報告書の提出期限を入港後 30 日以内と今は定められておりますが、当該旬の次の旬の末日までということで早く提出をいただきたいということでございます。

もちろん、海の上からでございますので、今、提出いただいている漁獲成績報告書を船から提出いただくのは困難でございます。したがいまして、旬報を船から陸の会社のほうに送っていただき、そこに会社印を押していただいて漁獲成績報告書にかわるものとして提出をいただきたいというふうに考えております。

続きまして(3)でございます。一定の場合に操業日誌を漁獲成績報告書とみなし提出することということでございます。具体的な内容としましては、操業日誌につきまして、漁獲成績報告書に記載すべき事項のすべてが記載されている場合には操業日誌を漁獲成績報告書とみなすということでございます。地域漁業管理機関からは、船上におけるデータの保持を整備するために、操業日誌の保持・記載を義務づけるということが求められております。したがいまして、操業日誌と漁獲成績報告書に記載すべき事項といたしますものは、ほとんど同一でございます。したがいまして、漁獲成績報告書の提出義務と操業日誌の備え付けの義務をダブルでかけますと、同じものを二重に書かないといけないという恐れがあるわけでございます。業務量がふえるということもございまして、無用な混乱が生じないように、このようにみなし規定を設けるものでございます。

続きまして(4)でございます。浮きはえ縄を使用する漁業者の漁具に関する制限でございます。地域漁業管理機関では、マグロはえ縄漁業によります混獲問題ということが、今大きな問題としてあげられております。とりわけ、今のところ大きな問題となっておりますものがウミドリでございます。このほかに、ウミガメ等が入ってくるであろうということが考えられております。したがいまして、こういった漁具に関する制限を新設しようというものでございます。

ここに書いてございますように、「各マグロはえ縄漁業を営む者のうち浮きはえ縄を使用する者について必要な漁具の制限の遵守を義務づける」ということでございます。具体的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、ウミドリの混獲が非常に問題になっておりますので、まずはウミドリの混獲を防止するための装置、俗にトリポールと呼ばれているようなものを設置いただくというようなことを考えております。

(5)でございます。サメの魚体の所持等の制限でございます。やはり、これも各管理機関では、サメの有効利用に関する保存管理措置ということを強く求められておるところでございます。とりわけ、サメのヒレを、ヒレ切りということでヒレだけ持って帰るといった問題がいろいろ環境団体から取り上げられ、そういった意味で、サメについてはすべてを利用するという観点から、サメの魚体の所持をお願いしたいということでございます。

(6) 罰則の改正でございます。改正内容には、当然、漁業者に義務を課すものでございますので、その義務の履行確保のために罰則手当をしようというものでございます。

続きまして(7)でございますが、漁業手数料規則の改正ということでございます。これは大西洋クロマグロの、先ほど御説明申し上げました割当て制度の導入に従いまして手数料を定めさせていただきたいということでございます。手数料の額につきましては、ミナミマグロ同様、1隻につき3,750円といたしたいと考えているところでございます。

それから、施行期日でございますが、平成20年8月1日ということを考えてございません。

なお、大西洋クロマグロの個別割当ての実施でございますが、これにつきましては来年の8月から行わせていただきたいと思いますと思っております。と申しますのも、この個別割当てを行うに当たりまして各漁業者の方々から希望者を募りまして、そして、その中で御議論をいただいて各漁業者の割当てを決めていくわけでございますが、そういった準備期間が必要になってまいります。そのために、この8月から個別割当てを実施することは困難というのが一つございます。

また、あわせまして、今漁期につきましては8月から夏漁といたしますが、秋漁がスタートとするわけでございます。したがって、来年の秋漁からスタートするということで一定の周知、準備期間を置きたいということも背景の一つでございます。そういった観点から、大西洋クロマグロの個別割当てにつきましては、来年の8月からということにさせていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、御説明を終わらせていただきます。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問ございますでしょうか。

寺本委員、お願いします。

寺本委員 ただいま説明のあった順番に、ちょっと質問なり意見を申し上げます。

まず、大西洋クロマグロの管理徹底の措置のことをごさいますけれども、これは来年の8月から行われるということで、それはそれで結構です。それで、実は先ほど説明がございましたように、ミナミマグロについては既に行われていることとして、このことについては、我々マグロ業界としても遵守していかなければいかんと、このよう思っております。

ただ、一つお願いがあるんですけれども、我々漁業国が、このようなことをきちっと管理していても、既に一部のマスメディアなんかに取り上げられておりますが、漁獲枠を無視して漁獲したマグロが日本国内に輸入されているという実態があります。日本は生産国であると同時に消費国、市場国ということで、そのことに関して、各国から逆に日本に責任があると言われております。こういうことを日本国内できちっと管理することは、我々漁業者として当然のことと思っておりますけれども、輸入されるマグロにつきましては、地域漁業管理機関に定められた範囲の枠を超えたものが日本に輸入されているような節があります。ぜひ、これに関しましては税関当局等と水産庁のほうで、徹底して水際作戦を投じまして、そのようなことのないようお願いいたします。

2番目の漁獲報告書の提出期限です。おっしゃるとおり、日本は従来、帰ってからやっていたので、非常に海外からおくれているということ指摘されております。現在、この方針に従って旬別にやっておりますけれども、これは現場の意見として申し上げたいのですが、10日ごとに出すということが、現場のほうではなかなかきつというのを聞いております。やらなければならないことですが、できれば一月ぐらいにさせていただければ非常にありがたいと思います。

それから、3番の操業日誌を漁獲報告書とみなし提出する。この一定の場合というのは、先ほどの説明にありましたけれども、これは、ほとんど内容が同じ。一定の場合というのはそういうことの解釈でよろしいんですか。

成子遠洋課長 そうでございます。中身が、漁獲成績報告書に記載すべき事項がすべて入っている場合においてはみなし規定を設けるということでございます。

寺本委員 わかりました。

4番の問題についても、これは以前から環境団体から指摘されていることで、我々とし

ても最善の努力をして行っていきたいと思っております。

最大の問題は、5番目のサメの魚体の所持の制限についてであります。各委員の皆さんも、マグロの実態についておわかりにならないこともあると思いますので、現在、サメを我々の漁船が持ってくる実態についてちょっと御説明したいと思います。

マグロ漁業は、本来マグロをとりに行くわけですし、サメはかかってきちゃうわけですね。それで現在、サメヒレだけを船員が持ってきて売っております。サメヒレは、御存じのように非常に人気があるので、かなりの価格になります。

それと一番問題なのは、これは各地で労働協約が違いますけれども、我々のほうは全日海と協約を結んでおるんですが、サメヒレについては全数量を船員に渡すことになっております。それで、1割については会社が預かりますけれども、これは船員のための厚生費用として使うということで、9割につきましては全部船員に行っております。以前は、一応、会社で買い上げて船員に渡しているわけですが、20年以上前になりますが、税務署から指定がありまして、これは船員の給料の一部である、源泉徴収をなさいと言われております。ですから、現在は全部源泉徴収をしております。

それと、今はマグロの状況が非常に厳しいということで、船員の給料が、これは地区によって違いますけれども、我々のところだと、ほとんど最低保障になっているわけです。それで船員は、サメヒレを自分の給料ということで非常に大事に扱って帰ってまいります。これが、もしなくなるということになりますと大変なことになるのではないかと。こういう厳しい業界で、最低給料でやっていくのでは乗っていけない。サメヒレが、もし売れないということになるのであれば、なかなか船員がマグロ船に乗ってくれないような時代が起るのではないかと非常に危惧しております。

それともう1つは、今回は魚体を持ってこいと。今まではヒレを持ってきて 売れるサメというのは限られておまして、アオザメなんかはそこそこの値段がするものですからマグロ船に積んで帰りますけれども、ほかのサメヒレは全部投棄しているわけですね。それが問題でして、今回のこれは肉を全部持ってこいとということなんです。ところが、我々のマグロ漁船はマグロを釣ってくるわけですし、釣ったサメの肉を全部持ってくるようになりますと、スペースがない。本来、マグロをとりについているにもかかわらずサメを持ってこなければいかんということで、これは会社にとっても非常に問題があるわけです。

それで今回、これを実行する上で一番問題になるのは、肉をどうやって持ってくるかと

ということですが、インド洋とか大西洋においては、それぞれ港に入る機会がありますので、そこで水揚げをして、ちゃんと公的な証明書があればいいということになるのだと思いますけれども、太平洋におきましては、単船操業でやっておりますと、そのまま帰ってきますのでヒレだけを持ってくるということで、肉がないということになりますとだめだということですね。それで、我々のほうとしましては船員に対して、そういうことから捨てると、当然指示はしますけれども、そのようにはなかなかできない。1つは、ヒレは凍結室に置くとか魚槽に置かなくていいわけですね。しっぽを乾燥して持ってくるものですか。ところが、本体につきましては凍結して魚槽の中に持ってくることになります。ということで、マグロを持ってくるために出ている船がサメの肉を持ってくるということは、まして本体は、現在売られている価格というのは非常に安いものですから、それでマグロが積んでこられないということになりますとえらいことになるということがあります。

それで、いろいろ考えまして、今お願いしたいことがあるのは、もしヒレを持ってくるのであれば、本体を全部持ってくることになるわけですが、そのために、台湾は既にやっておりますが、肉を運ぶ雑魚運搬船のようなものを出しているわけです。ですから、もし日本もこれを100%クリアにするのであれば、やはりそういうことを考えなければいけないと思うんです。正直言いますと、我々漁業者としては、船員に全部ヒレ代は行っちゃう。肉を持ってくるのに運賃をかけて持ってくるということは、なかなか厳しい状況でして、何とか日本へ持ってくるという努力はやりますけれども、費用負担がなかなかできないということなので、ぜひ、雑魚運搬船を運航することを考えないと、これはクリアできないものですから、それに対して何らかの方法で、国のほうでも支援の方法を考えていただきたい、そのように思っております。

まことに、今、マグロ漁業が置かれている立場が厳しいものですから、そのときに、さらにこういうことになってきますと、船員が、今は大体22人ぐらいいますと17人が外国人、特にインドネシアで日本人が7名ぐらいです。それで、その人たちの給料に非常に影響するということと、もう1つは、外国の船員に対しても一部、サメのヒレ代は渡しております。基本的には、ヒレ代が船員給料の一部になっているというところが一番の問題点でして、これをクリアするためには、やはり本体を持ってくるということであれば、当然ながら雑魚船の運航を考えなければいけない。それに対して、今の我々の企業ではなかなかカバーしきれないので、どうか国のほうで、何らかの方法でその援助をしていただきたいと思っております。

以上です。

櫻本分科会長 どうもありがとうございました。

成子遠洋課長 それでは、御指摘のありました点につきまして、私のほうから回答を申し上げたいと存じます。

まず、大西洋クロマグロの資源管理に関することについてでございます。御指摘のとおりだと思っております。御案内のとおり、ことしの6月から、大西洋クロマグロにつきましては「漁獲証明制度」ということで、非常に厳しいチェックが行われることになりました。大西洋のクロマグロは、大半がEUの漁船によりまして畜養に回され、それが輸入の形で入ってくるというわけでございますが、その管理が、今までは非常に不透明な部分があったのは事実だろうと思えます。

そういった意味で、それぞれの各段階におきまして、各国がそれぞれの証明をしていくということになっておりますので、非常に透明性の高いといえますか、膨大な資料になるんですけれども、そういった資料を解析することで透明性の高い輸入ができるのではないかと考えているところでございます。

また、そのほかに、畜養だけでなくほかの国の漁船が定められたTAC以上のものをとっているのではないかと御指摘であろうと思っております。これにつきましては、今までも税関と協力をいたしまして、なるべく水際でチェックをさせていただくというようなことを行ってきております。引き続きまして、これについては強化をしていきたいと思っているところでございます。

それから、旬報のお話でございますが、先ほどもお話をさせていただきましたように、これは洋上臨検のことを考慮に入れまして、実は操業日誌と漁獲成績報告書のどちらかということ、まずみなし規定を設けたわけでございます。したがって、洋上臨検のことを考えてまいりますと、やはりきちっと操業日誌なるものを整備しておいていただかないと、仮に洋上臨検を受けたときに記載漏れがあると、これは重大な違反になりまして大変なことになりますので、そういう観点からいきますと、操業日誌をきっちり記入していただいて、10日おきに一まとめにしてFAXで送っていただくということであれば、大きな御負担にはならないのではないかと考えている次第でございます。

これは、単に報告をどうのこうのということではなくて、これから始まります洋上臨検という事態を念頭に置いて、ぜひ御判断をいただきたいというふうに思っている次第でございます。ぜひとも御指導方、お願いをしたいと存じ上げます。

それから、サメの魚体の所持等に関する問題でございます。私どもは、1月からそれぞれ浜回りをさせていただきまして、今回の省令改正を初めとします種々の問題につきましてお話を伺ってきたつもりでございます。そういった観点で、新たにこの問題が出てきたということは、そういう意味では、極めて残念なことだと思っております。

ただ一方で、先ほど申し上げましたように、今後、洋上臨検がスタートするということをおもは一番恐れておまして、やはり洋上臨検によって、具体的に申し上げますと、太平洋のW C P F C 海域におきまして、この公海においては、例えばアメリカのコーストガード船が日本のマグロはえ縄船を臨検することができるということになるわけでございます。このときにチェックをしたときに記載されている内容等々で不備があれば、当然重大な違反とされる。こういうことを私どもは一番恐れているわけございまして、その漁業の実態というのは十分理解できますが、やはり他国によって国際的な規則違反という形で指摘をされる。それが、我が国のマグロ漁業の信用を失墜するというにならないように、ぜひとも御指導をお願いしたいと思っております。そういった観点から、先ほどおっしゃられましたような運搬船への支援というお考えが出てきたのであろうというふうに思っております。

ただ、ここで申し上げておきたいのは、燃油の補正対策で、本年から新たにマグロはえ縄漁業にメニューが加わっております。これは、補給船のコスト増に関する支援ということで、新たなマグロはえ縄対策として予算のメニューとして加えていただいたものでございます。この対策というのは、まさしく太平洋の西経漁場で操業されている船の方々の対策として打たれたものであるということだけは、ここで申し上げさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、その後、燃油等さらに高騰を続けておりますので、マグロのはえ縄漁業の経営について、早急に関係団体等々と協議をしていかないといけないというふうに私どもは認識をいたしております。その場合に、今申されたようなきめ細やかな操業形態ごとの経営対策ということを議論していくことが必要ではないかと感じております。今までは、えてしますと、例えば大西洋操業船、インド洋操業船、西経漁場操業船というような大きなくくりだけで議論がなされていた部分がございますが、よりきめ細かな経営対策の議論というものを私どももしていくように心がけたいと思っております。

本日の御指摘いただいた点を十分踏まえまして、そういうような形での議論を速やかにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

寺本委員、よろしいでしょうか。

寺本委員 きょう、残念なんですけれども、特別委員の全日海さんの方はお見えではないんですか。

実は私、この件で、前もって全日海から、きょう出席されればかなり発言があるというふうに伺っていたんですけれども、残念ながら欠席されているようですが、やはり先ほど言いましたように、海外に対して日本がこういうことをやらなければいけないということは、非常に私はよく理解できます、個人的には。

ただ、それが即日本の今置かれている現状に対してどのような対応をされているかということが、対外的には法律をつくることでクリアになるんでしょうけれども、現状の対応がどう行われるかということが非常に問題で、最大の問題点は、やはり給料という判断をしているわけです。これは、国の大蔵省のほうで源泉徴収しろということを言われてやっているわけですし、現在、先ほども言いましたように、非常に売り上げも低いということで最低保障でやっていて、なおかつ、今言った運搬船の問題ができないとこれは捨てるを得ないということになった場合に、これはインドネシアの船員にも渡っているものから、やはり船員が、また不足してくるのではないかとということで非常に危惧しております。ですから、このことについては、国際的に当然のこととしてやらなければいけないことだということは理解できますけれども、その対応について十分配慮をお願いしたい。

それで、最初の大西洋マグロについて、実際は来年の8月ということですね。来シーズンということになる。こちらのほうは8月1日からということなので、現実に言いますと、8月1日に入っている船は、既に日本を去年の8月よりも前に出ている船もありまして、今までもいろいろな指導があったということは事実ですけれども、既に、みんな魚を捨てちゃっている船が多いわけですが、現在持ってくるサメはあるわけで、これについて非常に頭を痛めております。現実に、こういう問題をどうやってクリアするのか。これは本当に、幾ら会社でどんなことを言っても、ますますサメがなくなるということで市場価格は上がっておりますし、彼らは自分の給料と思っていますから、何としても持ってきちゃうんじゃないかと思うので、今は、非常に難しい立場に我々漁業者は置かれております。

いずれにしましても、将来的には、当然これは国際的にやらなければならないことはわかりますけれども、その機関の運用について、十分、役所のほうの御配慮をお願いしたいと思っております。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

成子遠洋課長 サメの魚体の所持制限の施行の話でございますけれども、当然、8月1日以降に入港する船にすべて適用されるという話ではございません。もちろん、8月1日以降漁獲されたものについてはこういうことということでございますので。

したがって、それが混在している中においては、なかなかそれを証明するのは非常に難しいという問題もあるということは、私どもも十分承知をしておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

櫻本分科会長 寺本委員、よろしいでしょうか。

寺本委員 はい。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。

ないようでしたら、諮問第143号につきましては原案どおりということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 また、省令の条文につきましては、技術的に修正がある場合には会長の私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

櫻本分科会長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定いたします。

#### (報告事項)

##### T A C制度等の検討に係る有識者懇談会について

櫻本分科会長 次に報告事項に入ります。「T A C制度等の検討に係る有識者懇談会について」、報告をお願いします。

内海資源管理推進室長 資源管理推進室長の内海でございます。私のほうからは、報告事項の第1としまして、T A C制度等の検討に係る有識者懇談会について報告をさせていただきます。

以前、この資源管理分科会においても、T A C制度の運用改善について、今後、水産庁

で検討を行う旨のお話を管理課長のほうからさせていただきましたが、これにつきまして水産庁としまして、「T A C制度等の検討に係る有識者懇談会」という懇談会を立ち上げ検討を開始いたしましたので御報告申し上げます。

資料4をごらんください。資料4としまして、この懇談会の開催要領と裏に委員名簿を添付しております。本有識者会議は、開催要領の目的にもありますように、T A C制度のみならず量的管理制度の延長線上にあります個別漁獲割当方式、俗にI Q方式と言っておりますが、これですとか、譲渡可能個別漁獲割当方式、これもI T Qということでありあわしておりますけれども、こういう方式について検討を行うということにしております。

懇談会の構成は、学識経験者、水産関係団体、流通消費関係者、マスコミ及び行政機関といったところから出ていただきました委員をもって構成しております。この点から御参集いただいた委員が、裏にあります別紙名簿の方々ということになっております。

それから、懇談会は座長・座長代理を御指名いただきまして進めていくこととしておりますが、座長には、本分科会の分科会長であります櫻本委員に、それから、座長代理には東京海洋大学の馬場委員に御就任をいただいております。

スケジュールですが、既に、去る4月24日に第1回の会合を開催しております。今後、おおむね2カ月に1度ほどの予定で会を開催しました後、本年12月には結論を得るべく進めていく予定としております。

以上が、T A C制度等の検討に係る有識者懇談会に関する報告であります。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

山田委員、お願いします。

山田特別委員 櫻本会長にちょっとお聞きしたいというか、お願いがございます。この第1回の有識者懇談会ですが、私どもは業界紙等々からしかわかりません。我々の業界では大倉専務が委員になっておりますから、その会議の内容をこの間聞いたところによると、1回目はフリートーカーだということで、それぞれの意見を自由に話し合ったということですがけれども、2月の資源管理分科会の際に櫻本会長が、T A C制度の私見でしょうけれども見直しについて、こうあるべきだという見解を出しましたね。あれについては、私は全くあのとおりで、そうだというふうに思いますけれども、何か、この間の1回目はフリートーカーだということですが、出ている新聞記事ですね。記事になっている部分については、随分、会長が意図するところと違うようなものが大きく出てきてい

る。それは閣議決定された改革の問題がございますから、そういうものを踏まえての意見が多いのかと思いますけれども、どうも何か、会長が言って私が受けていた感じと随分違う方向に行っているのかなと。だから、私どもの立場としては、非常に恐ろしいなど、正直思っています。

だから、その辺のことを、今度の有識者懇談会でも会長が座長だということですから、余り方向が違った方向に行かないようにやってもらいたいと思います。また、その会議の中身につきまして、お話してもらえようなところがあればお聞きしたいと思います。

以上です。

櫻本分科会長 資源管理分科会で私が申し上げたのは、主に現行のT A C制度をどういうふうに改革するかということで、特に私が問題だと思っておりますのはA B Cの決定方法ですね。その辺のところをかなり明確にしていきたいというつもりで申し上げたわけですが、その後、こういう懇談会ができて、その中で私が分科会で申し上げたことも、議論をもちろんしていくつもりではおりますけれども、今危惧されていたように、若干違う方面からの検討事項も加わっているというのは私も感じております。

その辺はどうでしょう。私個人では、ちょっと回答し切れない面もありますが。

内海資源管理推進室長 事務局をあずかっておりますうちの部屋で内容をちょっと御説明したいと思います。

先ほど言いましたように、4月24日に第1回を開催させていただきました。そのときには、規制改革会議等からこういう宿題をいただいている。これに対して、行政側でしっかりこたえていく必要があるんだということで資料をまとめて御説明をさせていただきました。そのときに、櫻本委員のほうでハンドリングをしていただいたのですが、第1回ということもあって、ここはいろいろな論点に漏れがないように、それぞれの項目でどういう観点があるかということで委員のほうから御発言をいただいたというふうに認識しております。

もとより第2回から、T A C制度の具体的なあり方、それから、I QですとかI T Qに対する考え方ということで、出てきた論点を我が方で精査させていただいて、それに関連する資料を提示しながら、具体的な方向性の議論は、恐らく第2回からスタートしていくのかなというふうに考えております。

ですから、第1回の部分で、マスコミのほうでどういうふうに報道されたか、後の記事のほうを読ませていただきましたけれども、特に後の議論を予断するような、この方向で

なければならんというような論調はなかったというふうに私のほうでは認識しております。いずれにしましても第1回が済んだところですので、第2回以降の議論で具体的なところを議論していただくことにしております。

それから、この議論は、実は開かれた形でしっかり議論していこうということで、水産庁のホームページのほうに資料を全部掲載しております。それから、議事録もそこで掲載する。それから、第1回的时候に櫻本委員長からお話があったのですが、外部の方がこれを見ていろいろな意見があれば、それを反映するような方法も考えてくれということで、ホームページ上には、それをごらんになって意見があればここに御連絡いただきたいということで、そういう窓口も開いているところであります。

いずれにしましても、今後の議論を鋭意進めていきたいと思っておりますし、その過程をオープンにした形で進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

山田特別委員 わかりました。そういうことで理解はしますけれども、我々漁業者の考え方というのか、意見というのか、どこかで言う場所というのは今後あるんですか。例えばTACの問題にしてもそうですし、規制改革で出た4分野の、例えば漁業権、漁具に関する問題についても、これは大変な問題だと思うんですけれども、こういうものというのは、我々漁業者が意見を述べる場所というのはあるんですか。

内海資源管理推進室長 基本的には、当方の有識者懇談会でやろうとしますのは、TACに関連した量的規制の話でありまして、それ以外にも漁業権の関係だとか、いろいろ指摘されている分野はありますけれども、うちのほうは、TACに限ってそういう形をやっています。

それから、なるべくいろいろな意見をいただきたいということで、委員名簿を見ていただければおわかりいただけますように、漁業関係者の方にも入っていただいております。

それから、今言いましたように、オープンにしながら、意見があれば水産庁がそれをすくい取るような形でホームページ上にもアップしていますので、そこは、もし御意見があれば事務局のほうに言ってきていただければ、こういう御意見がありましたということで、その有識者懇談会に反映させることは十分可能だと思っております。

山田特別委員 会長にお聞きしたいんですけれども、今回、何回かやっていきますけれども、その過程の中で、例えばTACに関する部分については、この分科会で取り上げて意見をまとめていくとか、そういう機会というのはあるんですか。場合によってはあるのか、そういうものは全然考えていないんですか。

櫻本分科会長 それはどうなんですか。

内海資源管理推進室長 もとよりTAC制度については、今回もTACの数量をここでお話をして、諮問答申をいただいておりますように、最終的にTACをこういうふうにしていきたい、それから、制度をこういうふうにしていきたいというのは、やはりこちらに御報告をして、その意味で了解をいただいてそれが動くものだというふうに認識しております。

10年近くTAC制度をやってきて、いろいろな形で問題が出てきました。例えば途中で期中改定をするとか、それから、割当をどういうふうにしていくとか、そういう方法論の部分で議論をいただいて、最終的に、これをこういうふうには制度の中で運用していきたい。それから、当然、それぞれの毎年の数量については、最終的にここに我々が原案を持ってきて、委員の方々の意見を含めて了解をいただいて、それで動くものだというふうに認識をしておりますので、この分科会の意見は十分、今後のそういうTAC運営の中にも反映させていくものと認識しております。

櫻本分科会長 あと4回会議があるんですけども、4回会議をして、その後、答申を出すんですね。

内海資源管理推進室長 12月に取りまとめをしまして、スケジュールとしては、議論の順番として、先にTACのほうの議論をしていただこうと思っております。それで、できれば翌年のTACの数量を、いつも11月の水政審で数量決定をお願いしていますが、それまでに取り入れられるような改善点があれば、それを取り入れていきたいということで、9月ごろには、TACについては中間の取りまとめを一度していただいて、それもこちらのほうに、しっかり御報告していくべきかなと思っております。

櫻本分科会長 私がちょっとお聞きしたかったのは、その取りまとめをした結果を、ここに審議事項として出すのか、あるいは報告として出すのかという点をはっきりさせたいと思ったのですが。

内海資源管理推進室長 制度の根幹にかかわるようなことであれば、その部分についてはこちらにお話をして、法律事項にかかわることであれば、当然、審議をしていただいて答申をいただくということです。

それにかかわらない運用の部分であれば、それは御報告をして、もし大きな意見があれば、それもやはりしんしゃくしながら制度運用はしていくべきだというふうに考えておりますので、今後の議論の推移を見ながら、その辺は考えさせていただきたいと思います。

櫻本分科会長 直接、御意見を伺う機会はないかもしれませんが、ホームページ等で、あるいはほかの手段で意見を言ういただければ、それをできるだけ取り込むような形では運営したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにございますでしょうか。

保田委員。

保田特別委員 今、専門家のT A Cの検討会を立ち上げたということで、この専門家の方たちが、どのような意見を言うかはわからないですけれども、最終的にはどういう方向に持っていきたいというふうに思っておられるのか。

ということは、先般、第1回をやったときに、今、山田委員さんのほうから、マスコミ等々でT A Cを、A B C以内でもって管理されているのはこれとこれとこれだということは大々的に報道されている。じゃ、これからそういうものになった場合、T A C 7魚種の中からそういうものを削っていくのか、そういうところまで行くんじゃないかと思うんだね。

だから、A B Cをどうやって設定するのが、今、非常に関心のあるところなんじゃないかなというふうに見られるような報道なんです。僕はそう思うんですよ。

だから、これからこの検討会の人たちが、どういう方向にT A Cのやり方、またはT A C魚種をどっちのほうに持っていくのかというところが、ちょっと見えてこないんですね。本当のエッセイスト然り、漁業者じゃない方たちを見ると、数字だけで見ていってしまうと、何か変な方向に行ってしまうような気がしてどうにもならないんですね。そういう部分を慎重にやっていかないとだめなんじゃないか。今、言われたように、10年間のT A C制度を8年度に設定して9年度から始まったという中で、何か、前回の委員会のときに分科会長がおっしゃったことが、ちょっと変な方向に走っているのではないかなという思いがしますので、意見として言っておきます。

櫻本分科会長 今、T A Cより低いのはいいけれども、それを何ておっしゃったんですか。

保田特別委員 A B Cを、A B C以上のものが設定数量として産地としてあるのではないかなというようにとられ方をされている部分があるのではないかな。だから、変なんじゃないかなというようにとられている気がするんです。

櫻本分科会長 それは、私が分科会るときに言ったこととも関連するんですけども、結局、そういう話ですね。ですから、今一番問題にされているのは、A B Cよりも過大な

T A C が設定されているというのが、一番大きな問題の一つとしてあげられているんですけども、それについてまず申し上げたいことは、T A C と A B C の問題ではなくて、実際に獲っている量と A B C がどのくらい乖離しているかということが重要だと思うんですね。

その点を 1 点申し上げたいことと、それから、この前の懇談会の際に多く出た意見は、A B C の設定の仕方が非常に問題だと。それが、いわば研究者だけで決めたものを出している。だから、そのときに漁業者の意見をもっと聞いてくれというような意見がかなり多かったと思うんですね。私は、その意見は正しいと思いますので、そっちの方向に行くようには考えているんです。ですから、私個人としては、資源管理分科会で言ったこととそれほど違ってはいないですね。そちらの方向に行ければいいと思います。

保田特別委員　そういう方向に持っていったらいいんですよ。実際に科学者たちは海の中を見られないですからね。実際に揚がっているものを見てもらって評価していかないと、数字だけで判断していったって、海の中はだれも見られないですよ。

櫻本分科会長　もう 1 つ、私がこの前の懇談会で申し上げたことは、例えば T A C 魚種を増やせという意見もあるんですが、今、7 魚種の T A C を設定していて、非常に労力を皆さん、費やされているわけですね。その費やされている労力に対して、どの程度効果があるかというのをかなり疑問視する声もあるということで、いたずらにふやせば、日本の漁業管理が科学的に推進されていって、非常にいいというわけではないということは申し上げたんです。ですから、T A C の対象魚種をふやすということに関しても慎重に考えましょうというようなことは申し上げたんですけども、私の個人的な見解としてはそういうことですね。

山田特別委員　先ほども申し上げたように、私は、会長の言っていることはよく理解して、いい方向に持ってってもらいたいと思うんですけども、今、保田さんが言うとおり、どうも見るとそういう方向に行っていないなという感じがしている、それを危惧することなんです。

それは、ある部分では正しいのかもしれませんが、勝川何がしかみたく、「海の資源は国民共有の財産で資源管理は国がやるべきだ」と、ああいうものが記事となって全国版でパーッと出るんですね。だけど、それはおかしいという論議が北海道で、例えば水産学部の先生方の座談会というのは北海道のローカル版でしか出なくて、全国にはそういうものは出ないんです。そうすると、あれが当たり前だというような捉え方をされますと、

実際、漁業者が何で資源管理するかというと、自分の資源だから管理するんですね。これが、国だから国が管理せいと言ったら漁業者なんかは管理しないですよ、はっきり言って。漁業権・漁具だって環境までオープンにしてやるといったって、各単協を抜かして国なり道がそんなことができますか、現実には。私はできないと思うんですよ。

だから、さっきのマグロじゃないですけども、やはり現場をよく知っていて守れるような制度にしてくれなければ、学者さんだけ集まってこうです、じゃ、やりなさいと言ったって、これは、言うべくして悪人をつくることですよ。罪人をつくることになりませんか、その辺を危惧しているんですよ。言葉は悪いですけど。

だから、そういう意味で、会長には大変期待しておりますので、よろしくお願いします。

櫻本分科会長 責任重大ですが、私も新聞をいろいろ見ているわけではないので、どういう報道のされ方をしているかというのはよくわからないんですが、確かに、おっしゃるように、そういう取り扱い方をされて、それがパーッと流れてしまうと、全体的な方向としてはそっちへパーッと行ってしまう可能性があるんで、それは非常に危険だと思いますね。その辺についてはどういう対応をすればいいんでしょうか。

須能委員、お願いします。

須能委員 私はそちらの委員もやっておりますので、今の山田さんの話は、ちょっとニュアンスが違ったなと思っていました。というのは、今、まさしく言われたとおり、ABCがあって、その後にTACがあるみたいで、社会的にというか、一般的な批判の対象が、あたかもABCが絶対視されていてTACオーバーだと。ただ、現実には、日本近海の資源が悪いということは事実で、このTACというものが、ABCとは関係なく、やはりそれなりの漁業者の参入数が多い。そのためには休漁するなり、何かするだけの財政的措置をもってやらない限り、正しく現実の生活を守れない、そういう事実もこの間話をしたわけです。

それと、ABCを査定する研究者の方が、どれほど現場に来ていますかと。ですから、漁師が納得するだけの信頼性を持った科学者がこの浜でやっていますか。かつてだったら、そういうような漁労長と対話した上で資源管理の話をしていたけれども、今は何年先を目指した資源を回復するのか。ABCの設定の仕方自体が別な分野でできていて、実際のTACの検討委員会との遊離性といいますか、離れているというのが、いろいろなところで会合を開いているとは言いますが、私は宮城県にいて、そういう現場での議論に参画しないからかもしれませんが、もうちょっとどういう資源状態 例えばデータ

に基づいた議論を浜の人と詰めた議論をすれば、彼らも納得し、そのためには、どのような救済措置の持っていき方とか何かあるだろうと。

そういう視点から言えば、今回、いろいろな意見が自由に出せて、やはりどういうふうにして日本の漁業を再生するんだというような視点から言えば、皆さんが危惧しているような 新聞情報を私、そういう意味では把握していなかったんですけども、従来に増してフリートキングで、もう一回原点に戻って見直そうというような雰囲気では進めてきていると思いますので、場合によっては、委員以外の方を呼んで発言を求めるというのも方法として必要じゃないでしょうか。

以上です。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

木實谷管理課長 今、須能委員からも、前回の有識者懇談会の様子を御紹介いただきました。

いずれにしても、この有識者懇談会、御心配いただいておりますけれども、特定の結論に持っていこうとか、そういったものでは全くございません。これまでの資源管理分科会でも御意見をいただいておりますし、各方面からも御意見をいただいております。前回の会議では、そのあたりを幅広く議論をしていこうというもので、このTACの設定なりをよりよくしようというものであって、現段階で特定の方向を考えてそちらに持っていこうとか、そういったものでは全くございませんので、皆さん、自由にこれからも御議論いただければいいかと思っております。

そして、この資源管理分科会の皆さんには非常に関係が深いということもあって、また、折に触れ御紹介はしていきたいと思っておりますけれども、この資源管理分科会でも、例えば議題の中でもその他というところもございまして、自由に御意見は出していただけるようになっておりますので、この有識者懇談会の資料なり、議事録というものはすべてオープン、会議もオープンになっておりますので、それを見て、またこの分科会で御議論いただいても、それは全く自由でございますので結構かと思っております。

そういった御意見も踏まえて、今後、よりよいTACの運営のために検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

櫻本分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに、御意見ございませんか。

先ほど須能委員が言われた、特別にだれかを招待といいますか、呼んで御意見を伺うと

というようなやり方を取り入れるということは可能でしょうか。

内海資源管理推進室長 今、お配りしました開催要領の第2の4のところに、「懇談会は、必要があると認めるときは参考人の出席を求め、意見を聞くことができる」という項目がございますので、それは有識者懇談会の中で、委員のほうからそういう要請があれば、それに応じて御意見を伺っていただけるということでございます。

櫻本分科会長 そうすることで、第2の4にそういう項目が設けてありますので、もしそういうことがあれば言うていただければ、できるだけそういう機会をふやしたいと思っております。

ほかに、御意見はございますでしょうか。

なければ、次に進めさせていただきます。

#### 第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

櫻本分科会長 それでは、次に「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、御報告をお願いします。

内海資源管理推進室長 それでは、第1種特定海洋生物資源の採捕数量についても私のほうから御報告をさせていただきます。

資料5をごらんください。この資料5は、TAC魚種の本年3月31日までに採捕されました数量を速報値ベースで記載をしております。幾つかの種があるんですが、特に、このうちスケトウダラにつきましては、管理期間が4月から翌年3月までの1年間ということになっておりますので、この3月31日の数量が、ほぼ平成19年漁期の採捕数量という形になっております。

スケトウダラにつきましては、TAC総量22万1,000トンに対しまして、採捕数量が20万トン、消化率は91%という形になっております。

1ページ開いていただいて、その裏に大臣管理漁業分と数量配分を行っております北海道分の採捕量が載っております。消化率が、それぞれ93%及び88%となっております。

3ページ目には、北海道の分もあわせまして、スケトウダラの採捕があった各県の数量を載せております。ちなみにスケトウダラにつきましては、各系群ごとにそれぞれの海域で管理を行っておりますが、それぞれの海域での消化率を申し上げますと、太平洋海域では、TAC15万6,000トンに対し消化率が96.5%、日本海海域では、TAC2万7,000

トンに対して消化率が 65.8 %、オホーツク海では、これは根室とオホーツク海南部を合わせておりますけれども、T A C 3万 8,000 トンに対し消化率は 84.5 %というような数字になっています。

スケトウダラ以外の魚種につきましては、いずれにしましても、管理期間途中の数量でありますので、御参考にしていただければというふうに考えております。

報告事項としては以上でございます。

櫻本分科会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、御意見、御質問はございますでしょうか。

(その他)

櫻本分科会長 なければ、以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしました。先ほどの話にもありましたが、その他のところで、何か御意見があれば賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、事務局のほうからお願いします。

木實谷管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、開催の必要が生じた場合に個別に日程調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

櫻本分科会長 それでは、次回の開催につきましては、決定しましたら改めて御連絡させていただきますということです。委員の皆様には、よろしく願いいたします。

閉 会

櫻本分科会長 それでは、以上をもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

答 申 書

2 0 水 審 第 6 号

平成 2 0 年 6 月 6 日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 冬柴 鐵三 殿

水産政策審議会

会 長 山 内 皓 平

平成 2 0 年 6 月 6 日に開催された水産政策審議会第 3 7 回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 1 4 2 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 1 4 3 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について